

訪問看護・介護予防訪問看護重要事項説明書

＜ 令和 6年 6月 1日現在 ＞

1. さいと訪問看護ステーション（指定居宅サービス事業所）の概要

1) 介護保険指定番号およびサービスの種類と提供地域

事業所名	さいと訪問看護ステーション（指定居宅サービス事業所）
主たる事業所所在地 電話番号	〒187-0041 東京都小平市美園町1-4-11 清川ビル302 042-346-1661
サービス種類 介護保険指定番号	訪問看護・介護予防訪問看護 東京都1367192214号
設置している出張所	
東村山事業所	〒189-0014 東京都東村山市本町4-2-1 パルナス久米川1階3号室 042-393-6518
清瀬事業所	〒204-0013 東京都清瀬市上清戸2-1-42 042-491-1255
サービスを提供する地域	さいと訪問看護ステーション：小平市 東村山市 東久留米市 清瀬事業所：清瀬市 東久留米市 西東京市 新座市 所沢市 東村山事業所：東村山市 小平市 東大和市 東久留米市 清瀬市 *この地域以外の方でもご希望の方はお気軽にご相談ください

2) 同事業所の職員体制

	資格	常勤	非常勤	業務内容	計
管理者	看護師	1名		管理業務 訪問看護兼務	1名
サービス提供職員	看護師	15名	8名	訪問看護	23名
	保健師			訪問看護	
	理学療法士		4名	リハビリ	4名
	作業療法士		4名	リハビリ	4名
事務職員			4名	事務	4名

3) 営業日および営業時間

営業日	月曜～金曜日	営業時間 午前9時～午後4時50分
	土曜日	営業時間 午前9時～午後12時50分
休業日	日・祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）	

* 営業時間外、休業日は、緊急時訪問看護加算の契約をされている方は、緊急電話での対応、必要に応じて訪問いたします。

2. サービス内容

- 1) このサービスの提供にあたっては、利用者の要介護状態の軽減もしくは悪化の防止、要介護状態になることの予防になるよう、適切にサービスを提供します。
- 2) サービスの提供は、親切丁寧に行い、分かりやすく説明します。もし分からないこ

とがありましたら、いつでも担当職員に遠慮なく質問してください。

- 3) サービスの提供にあたっては、別紙訪問看護計画書または介護予防訪問看護計画書（以下訪問看護計画書といいます）に基づき、利用者の機能の維持回復を図るよう適切に実施します。
- 4) 提供した訪問看護または介護予防訪問看護（以下訪問看護といいます）に関しては、利用者の健康手帳、医療の記録に必要な応じて記載します。
- 5) 訪問看護の提供開始に際しては、主治医より訪問看護指示書を交付していただきます。書類に係る費用については、利用者負担となります。
- 6) 当事業者は主治医に対し、訪問看護計画書及び訪問看護報告書または介護予防訪問看護報告書を提出します。

*具体的なサービス内容は

- ①病状・障害の観察
- ②清拭・洗髪等による清潔の保持
- ③食事・排泄など日常の生活援助
- ④褥創の予防・処置
- ⑤リハビリテーション
 - ・リハビリテーションを中心とした訪問は、看護職員の代わりに理学療法士、作業療法士が訪問するという位置付けです。
 - ・看護計画は看護師も訪問し、理学療法士、作業療法士と連携して作成させていただきます。
- ⑥ターミナルケア
- ⑦認知症患者の看護
- ⑧療養生活や介護方法の指導と援助
- ⑨カテーテル等の管理
- ⑩その他、医師の指示による医療処置・服薬管理

3. 利用料金

1) 利用料

介護保険からの給付サービスを利用する場合は、原則として基本料金（料金表）に記載されている負担金額をいただきます。ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額自己負担となります。また、介護保険利用の場合でも、保険料の滞納等により法定代理受領ができない場合には、一旦介護保険適用外の料金（＝介護保険に定める単位 100%の料金）をいただき、サービス提供証明書（証）を発行いたします。サービス提供証明書（証）をお住まいの区市町村の窓口へ提出されますと、差額の払い戻しを受けることができます。

ただし、病状の変化に伴い医療保険等へ移行する場合は、その制度に従います。

【料金表－基本料金（昼間）】 1単位＝11,050円

要介護の方

通常時間	20分未満	30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上 1時間半未満	理学療法士 作業療法士 1回あたり20分
------	-------	-------	----------------	-----------------	----------------------------

単位数	314単位	471単位	823単位	1,128単位	294単位
金額	3,469円	5,204円	9,094円	12,464円	3,248円

要支援の方

通常時間	20分未満	30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上 1時間半未満	理学療法士 作業療法士 1回あたり20分
単位数	303単位	451単位	794単位	1,090単位	284単位
金額	3,348円	4,983円	8,773円	12,044円	3,138円

*理学・作業療法士による訪問を一日に3回以上行った場合、要介護の方→90/100、要支援の方→50/100に相当する単位数となります。

*上記料金表の時間設定は、実際のサービス提供時間ではなく、利用者の居宅サービス計画(ケアプラン)及び介護予防サービス計画に定められた時間を基準としています。

2) 加減算料金

①サービス提供体制強化加算：6単位/回

事業所の体制に係り加算されます。

区分支給限度基準額の算定対象外

②ターミナルケア加算：2500単位（要介護の方のみ）

- i 死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上ターミナルケアを実施している。
- ii 主治医との連携の下に、訪問看護におけるターミナルケアに係る計画及び支援体制について利用者及びその他の家族等に対して説明を行い、同意を得てターミナルケアを実施している。

区分支給限度基準額の算定対象外

③長時間訪問看護加算：300単位

計画に基づいて特定管理加算対象者に対して、1回の時間が90分を超える訪問看護を行った場合。

④複数名訪問加算：

複数の看護師 30分未満 254単位 30分以上 402単位

看護師と看護補助者 30分未満 201単位 30分以上 317単位

同時に複数の看護師あるいは看護補助者により訪問看護を行なうことについて、利用者や家族の同意を得ている場合であって次のいずれかに該当する場合。

- i 利用者の身体的理由により1人の看護師等による訪問看護が困難と認められた場合。
- ii 暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合。
- iii その他の利用者の状況から判断して、i又はiiに準ずると認められる場合。

⑤退院時共同指導加算：600単位

病院、診療所又は介護老人保健施設に入院中又は入所中の方が退院又は退所するに当たり、主治医等と連携して在宅生活における必要な指導を行い、その内容を文書により提供した場合。

*退院又は退所後の初回訪問看護の際に1回算定（特別な管理を要する場合は2回ま

で算定)

⑥初回加算：(Ⅰ) 350単位 (Ⅱ) 300単位

- ・ 新規に訪問看護計画を作成した利用者に対して、訪問看護を提供した場合。
- ・ 利用者が過去2ヶ月間において訪問看護の提供を受けていない場合であって、新たに訪問看護計画書を作成した場合。初回の訪問日によって(Ⅰ)(Ⅱ)のどちらかが加算されます。

(Ⅰ) 退院又は退所した日に初回の訪問看護を行った場合。

(Ⅱ) 退院又は退所した日の翌日以降に初回の訪問看護を行った場合。

⑦看護・介護職員連携強化加算：250単位

訪問介護事業所と連携し、痰の吸引等が必要な利用者に係る計画の作成や訪問介護員に対する助言等の支援を行った場合。

⑧特別管理加算：250単位・500単位 ※区分支給限度基準額の算定対象外

特別な管理を必要とする利用者に対して加算されます。

⑨緊急時訪問看護加算(Ⅰ)：600単位 ※区分支給限度基準額の算定対象外

- ・ 緊急の場合、昼、夜いつでも対応いたします。希望により加算されます。
- ・ 緊急時訪問における看護業務の負担の軽減に資する十分な業務管理等の体制の整備を行っています。

⑩利用12ヶ月超えた場合の減算(理学療法士等)：-5単位(要支援の方のみ)

利用期間12ヶ月を超えて理学療法士、作業療法士、言語聴覚士による訪問看護について1回につき5単位を減算します。

⑪専門管理加算：250単位

緩和ケア、褥瘡ケア若しくは人口肛門ケア及び人口膀胱ケアに係る専門の研修を受けた看護師または特定行為研修を修了した看護師が、訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合。

⑫口腔連携強化加算：50単位

口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、評価の結果を情報提供した場合加算されます。

⑬その他

ア. 契約時間を延長する場合は、双方相談の上で、同意を得てサービスの延長を行います。

イ. 居宅サービス計画又は介護予防サービス・支援計画以外に臨時にサービスを提供した場合は、料金は自己負担となります。料金は別表の料金表のとおりとなります。

3) 交通費

交通費は無料です。

4) その他

①駐車料金はいただきません。但し、訪問エリア外で有料駐車場を利用した場合は実費をいただきます。利用者希望により受診同行した場合などは実費と交通費(実費)がかかります。

②利用者のお住まいで、サービスを提供するために使用する、水道・ガス・電気・電話等の費用は利用者の負担となります。

③料金の支払方法

毎月、10日過ぎに前月分の請求をいたします。

お支払いがあれば領収書（証）を発行いたします。
 お支払い方法は、金融機関からの引き落としとさせていただきます。
 やむを得ず金融機関振込の場合の手数料は利用者負担となります。

4. 当事業所の訪問看護サービスの特徴等

1) 運営の方針

- ①当事業所は、介護保険法に定められた、訪問看護計画・介護予防訪問看護計画（以下訪問看護計画といいます）に沿い、訪問看護を提供します。また、主治医の指示書に沿い、認定委員会の意見に配慮して訪問看護を行います。尚、利用者が訪問看護計画の変更を希望する場合は、居宅介護支援事業者又は包括支援センターへの連絡、その他必要な援助を行います。
- ②要介護認定等が行われていない場合には、利用者の意志を尊重して、速やかに申請が行われるよう必要な援助をします。
- ③緊急時訪問看護加算契約をされますと、24時間、電話等により常時連絡・相談、必要に応じて訪問が可能です。

2) サービス提供にあたっての対応

事柄	有無	備考
サービス内容の変更	○	希望される場合は申し出てください。また、事業所のやむを得ない事由により変更する場合があります。
サービスを提供する職員への研修	○	研修を実施しています。
サービスマニュアル	○	定期的な見直し・必要時見直しを行っています。
24時間対応体制 (緊急時訪問看護加算を契約の方のみ)	○	24時間常時、連絡・相談・訪問を行っています。

5. 緊急時の対応方法

サービスの提供中に利用者の容体に変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医・救急隊・ご家族（親族）・居宅介護支援事業者等へ連絡をいたします。

主治医	氏名		連絡先	
ご家族	氏名	(続柄)	連絡先	

6. 高齢者虐待防止の対応

利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- 1) 定期的に研修等を実施し、従業者の人権意識の向上や知識や技術の向上に努めます。
- 2) 虐待防止委員会を定期的に開催し、会議内容について職員へ周知します。
 (委員会については、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものします。)
- 3) 虐待防止のための指針を整備していきます。

7. 身体拘束等の適正化の推進

看護師等は緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。やむを得ず行う場合には利用者、家族から同意を得て、その態様及び時間、利用者の心身状況並びに緊急やむを得ない理由等必要な事項を記録します。

8. 職場におけるハラスメントについて

職場におけるハラスメントによって就業環境が害されることを防止し、適切なサービスを提供できる体制が確保出来るよう方針を策定し、明確化していきます。

9. 介護施設・事業所における業務継続計画について

災害等発生・感染症拡大が発生した際、可能な限り短い期間で復旧させるための方針体制、手順等を示した事業継続計画を策定していきます。

10. 事業所における感染対策について

- 1) 感染症予防・拡大防止のための委員会を設置、2ヶ月に1回会議を開催し、その内容について職員へ周知徹底を図ります。
- 2) 感染症予防・拡大防止のための指針を整備していきます。
- 3) 職員に対し、感染症予防・拡大防止のための研修等を定期的実施します。

11. 社会情勢及び天災時の対応について

- 1) 社会情勢の急激な変化、災害等社会秩序の混乱などにより、訪問が難しい場合は、日程・時間の調整をさせて頂く場合があります。
- 2) 社会情勢の急激な変化、災害等著しい社会秩序の混乱などにより、訪問が遅延もしくは中止になった場合、それによる損害賠償責任を当事業所は負わないものとします。

12. 事故発生時の対応

利用者に対して行うサービスの提供中に、事故が発生した場合には、速やかに利用者の家族・市町村等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、賠償すべき事故が発生した場合には、介護事業所責任保険（三井住友海上火災保険株式会社）を使って損害賠償を速やかに行います。

13. お問い合わせ

当事業所は、在宅医療・福祉分野の人材育成を行っております。そのため、現場実習等のご協力をお願いすることがあります。よろしくご協力お願い致します。

14. サービス内容に関する苦情

1) 当事業所

当事業所の訪問看護に関するご相談・苦情および居宅サービス計画に関するご相談・苦情は下記で承ります。

電話 042-346-1661 さいと訪問看護ステーション 所長 鈴木 明理

電話 042-493-3502 西都保健生活協同組合 介護福祉事業担当

2) その他

当事業所以外に、区市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

○小平市健康福祉部高齢者支援課	電話	0 4 2 - 3 4 6 - 9 5 3 9
○東村山市健康福祉部介護保険課	電話	0 4 2 - 3 9 3 - 5 1 1 1
○清瀬市生涯健幸部介護保険課介護サービス係	電話	0 4 2 - 4 9 2 - 5 1 1 1
○東久留米市福祉保健部介護福祉課	電話	0 4 2 - 4 7 0 - 7 7 7 7
○東大和市福祉部高齢介護課	電話	0 4 2 - 5 6 3 - 2 1 1 1
○東京都国民健康保険団体連合会	電話	0 3 - 6 2 3 8 - 0 1 7 7
○西東京市福祉部介護保険課	電話	0 4 2 - 4 6 4 - 1 3 1 1
○新座市いきいき健康部介護保険課	電話	0 4 8 - 4 7 7 - 1 1 1 1
○所沢市保健福祉部介護保険課	電話	0 4 2 - 9 9 8 - 9 4 2 0

15. 事業者（法人）の概要

法人名称 西都保健生活協同組合
 法人種別 生協法人（日本生活協同組合連合会医療部会加入）
 代表者役職・氏名 理事長 村田 靖
 法人事務所の所在地・電話 清瀬市上清戸2-1-41 Tel 042 - 493 - 6129
 定款の目的に定めた事業

- 1, 組合員の健康保持増進に必要な医療機関をつくり、組合員が利用する事業。
- 2, 組合員の福祉の向上をはかる事業。
- 3, 組合員の疾病予防及び衛生、健康管理の改善向上をはかる事業。
- 4, 組合員の生活の改善及び文化の向上をはかる事業。
- 5, 組合員及び組合従業員の組合事業に関する知識の向上をはかる事業。
- 6, 前各号の事業に付帯する事業。

※いずれの事業も組合員利用が原則ですが、組合員以外の者の利用の許可を得ています。
 生協加入・催し物のご案内をさせていただくことがあります。

その他の事業所

診療所	北多摩生協診療所 みその診療所 富士見通り診療所 清瀬診療所 北多摩クリニック
歯科診療所	みその歯科診療所 西東京生協歯科
居宅介護支援事業所	かるがも居宅介護支援事業所 北多摩クリニック ケアプランセンターきずな 泉 居宅介護支援事業所
ヘルパーステーション	ヘルパーステーションこだま ヘルパーステーションこだま 虹・東村山出張所
認知症対応共同生活介護	グループホーム虹の家